

## 首里城公園における持込みイベント等の対応について

国営沖縄記念公園事務所 首里出張所 ◎伊佐 真幸  
○新里 知恵子

### 1. 目的

国営沖縄記念公園（首里城地区）は年間約200万人を超える来園者があり、公園を利用する目的は多種多様である。中でもロケーションは観光等一般の利用とは異なる形態であることから、その利用には他の利用者や公園施設への影響を及ぼさないよう制約を課すこととなる。

首里城公園で実際に行われた大規模撮影を事例に取り上げ、撮影を受け入れるにあたっての公園の管理運営上の問題点を整理、検証するものである。

### 2. 内容

公園内におけるロケーションについては、都市公園法上の規定により公園管理者の許可が必要である。ロケーションするにあたっては、国営沖縄記念公園で定めている要領の許可基準に従い、ロケーションするにあたって、「来園者の安全・利便性の確保」、「公園施設の保護」、「公園のイメージの確保」がなされているかどうか判断した。

### 3. 結論

「来園者の安全・利便性の確保」については、手すり等公園内の設置物の撤去は警備員等を配置することにより、安全の確保に努めた。ロケ中における来園者の見学は自由として動線の制限を行わないことで利便性を確保した。

「公園施設の保護」については、機材設置時には必ず養生等を行うことで施設の損傷を防いだ。

「公園イメージの確保」については有識者の意見を踏まえつつ、個別に実施の可否について判断した。

### 4. 今後の問題点

今回、大規模撮影を受け入れたことで当公園の受け入れ可能な撮影の規模を概ね把握することができた。

今後の問題点として、ロケ時におけるクレーンの使用（強風対策）、来園者の通行止め（案内方法）、正殿前の大型仮設物の設置（事前の情報提供）などについては、対策が万全とは言い難かったことから、対応方法について検証していく必要がある。